

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月14日
【会社名】	アンジェス株式会社
【英訳名】	AnGes, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目 7 番15号 彩都バイオインキュベータ (同所は登記上の本店の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	財務部担当部長 布施英一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目13番 3 号 P M O 田町 9 階
【電話番号】	03-5730-7871
【事務連絡者氏名】	財務部担当部長 布施英一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)、新株予約権証券及び新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	(第47回新株予約権) その他の者に対する割当 18,315,751円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 4,000,000,751円 (第48回新株予約権) その他の者に対する割当 4,589,264円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,500,001,564円 (第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 2,000,000,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

アンジェス株式会社 東京支社
(東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町 9階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	796,337個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	18,315,751円
発行価格	23円(第47回新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.23円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 8 月31日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	アンジェス株式会社 管理部 東京都港区芝四丁目13番 3 号 P M O 田町 9 階
払込期日	2026年 8 月31日
割当日	2026年 8 月31日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 浜松町支店

(注) 1. アンジェス株式会社第47回新株予約権(以下「第47回新株予約権」といいます。)は、2026年 8 月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。同取締役会においては、アンジェス株式会社第48回新株予約権(以下「第48回新株予約権」といい、第47回新株予約権及び第48回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権及び本新株予約権付社債を総称して「本新規発行証券」といいます。)についてもあわせて発行を決議しております(以下、本新規発行証券の発行による資金調達を総称して「本第三者割当」といいます。)

2. 当社は、グロースパートナーズ株式会社(以下「グロースパートナーズ」といいます。)が管理・運営するファンドであるGP上場企業出資投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」又は「GPファンド」といいます。)との間で、2026年 8 月14日付で、本新規発行証券に係る引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しております。
3. 払込期日までに割当予定先との間で第47回新株予約権に係る総数引受契約を締結しない場合は、第47回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第47回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 第47回新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 第47回新株予約権の目的となる株式の種類及び数 第47回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)79,633,700株(第47回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。))は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第47回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 2026年9月1日以降、下記「(注)7 本新株予約権の行使請求の方法」第(3)号に定める第47回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「第47回新株予約権修正日」という。)の直前の取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値。以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第47回新株予約権修正日価額」という。)が、当該第47回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第47回新株予約権修正日以降、第47回新株予約権修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、25.0円をいう(但し、下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。))。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。本「1 新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権)」において「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記「(注)7 本新株予約権の行使請求の方法」に定める第47回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。 3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。 4 行使価額の上限：なし 行使価額の下限：当初25.0円 5 割当株式数の上限 79,633,700株(2026年6月30日現在の当社発行済普通株式総数398,835,550株に対する割合は、19.97%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。 6 第47回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて第47回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)2,009,158,251円(但し、第47回新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 当社の請求による第47回新株予約権の取得 第47回新株予約権には、当社の決定により、第47回新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。))。
---------------------------------	--

8 なお、当社と割当予定先との間で締結された本引受契約において、下記の事項が定められている。

(1) 制限超過行使の禁止

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような第47回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第47回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第47回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。

割当予定先は、第47回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

(2) 取得請求権

当社が発行する株式について、公開買付者が当社の役員である公開買付け（公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）が開始された場合、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の取締役会で承認された場合、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、スクイズアウト事由（以下に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄に指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を有している場合には、割当予定先は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第47回新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる（当該通知を送付した日を、本号において「取得請求日」という。）。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して5取引日目の日又は上場廃止日のいずれか早い日において、本新株予約権1個当たり、当該取得請求日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日において終値がない場合には、それに先立つ直近の取引日であって終値のある日における終値）から当該取得請求日時点で有効な本新株予約権の行使価額を控除した金額に、当該取得請求日時点で有効な本新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額、又は本新株予約権1個当たりの払込金額のいずれか高い金額にて、当該取得請求に係る本新株予約権を取得するものとする。

「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第603条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

	「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。 「スクイーズアウト事由」とは、()当社の普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社の普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、()当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は()上場廃止を伴う当社の普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。 (3) 譲渡制限 当社及び割当予定先は、相手方当事者の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。 また、割当予定先は、当社の取締役会の決議による当社の承認なく、第47回新株予約権を譲渡することができないものとする。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 第47回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は79,633,700株とする。(第47回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。) 但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、第47回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号及び第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに第47回新株予約権を有する者(以下「第47回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額	1 第47回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各第47回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第47回新株予約権 1 個につき、行使価額(本項第(2)号に定義する。但し、本欄第 2 項又は第 3 項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 第47回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初50.0円とする。 2 行使価額の修正 行使価額は、第47回新株予約権修正日価額が、当該第47回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第47回新株予約権修正日以降、第47回新株予約権修正日価額に修正される。但し、但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、本欄第 3 項の規定を準用して調整される。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、第47回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{1}$ (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 時価(本項第(4)号 に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
----------------	---

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前}} - \frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、2031年9月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (5) 第47回新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後行使価額が当該日において有効な下限行使価額を下回ることとなる場合には、当該下限行使価額とする。)に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合には適用されないものとする。

- (6) 本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号 に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。 (7) 本項第(1)号、第(3)号及び第(5)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。 (8) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (9) 前項第(3)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金4,000,000,751円 (注) 全ての第47回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、第47回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第47回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第47回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第47回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 第47回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 第47回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月1日から2031年8月31日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日については、第47回新株予約権を行使することができない。 「営業日」とは、東京における銀行の営業日(土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。)をいう。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 第47回新株予約権の行使請求受付場所 アンジェス株式会社 財務部 2 第47回新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 3 第47回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 浜松町支店
新株予約権の行使の条件	各第47回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり23円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本引受契約において、第47回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする旨が定められる。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(1) 本資金調達の背景

当社は、2026年8月14日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe(以下「CFE」といいます。)を割当先として2025年11月25日に発行した第46回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「第46回新株予約権」といいます。)のうち、2026年9月15日時点での残存個数の全部(なお、本日現在の残存個数は837,171個です。)を同日付で取得し、取得後直ちにその全部を消却すること、CFEとの間で締結している無担保私募債ファシリティ(リボルビング型)総額引受契約(以下「本社債ファシリティ契約」といいます。)を終了し、2026年8月14日時点で残存する第2回無担保社債(私募債)の全てを2026年9月1日付で償還すること、並びにグロースパートナーズが管理・運営するファンドであるGPファンドを割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

また、同取締役会において、グロースパートナーズとの間で事業提携契約を締結することを決議いたしました。

なお、第47回新株予約権の割当日は2026年8月31日である一方、第46回新株予約権の取得及び消却日は2026年9月15日であるため、第47回新株予約権の発行は、第46回新株予約権の取得及び消却を条件とするものではありません。したがって、2026年8月31日から同年9月15日までの間、第46回新株予約権及び第47回新株予約権は一時的に併存することとなります。

< 第46回新株予約権の取得及び消却 >

当社は、2025年11月7日開催の取締役会決議に基づき、CFEを割当先とする第三者割当により、2025年11月25日に第46回新株予約権964,661個(潜在株式数96,466,100株)を発行しました。第46回新株予約権は、当社の資金需要に対応しつつ、当社普通株式の市場価格に連動した行使価額の修正を通じて機動的な資金調達を実現することを目的としたものです。

その後、当社は、第46回新株予約権の行使時期に左右されることなく、当社の事業活動に必要な資金を前倒しで確保することを目的として、2026年2月24日、CFEとの間で本社債ファシリティー契約を締結し、同月27日に、本社債ファシリティー契約に基づき、第2回無担保社債(私募債)総額7億円を発行しました。これらについては、2026年2月24日付「無担保私募債ファシリティー(リボルビング型)総額引受契約の締結及び第2回無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」にて開示のとおりです。

本社債ファシリティー契約では、当初のファシリティー設定枠を当社普通株式の市場価格及び第46回新株予約権の残存個数に基づき算定するとともに、本社債ファシリティー契約に基づき発行される社債により調達した資金を、第46回新株予約権の発行時に公表した資金使途に充当し、第46回新株予約権の行使により調達した資金を当該社債の償還原資とする仕組みとしました。

これに伴い、当社は、第46回新株予約権の発行及び行使により調達する資金の使途の一部を変更し、社債の償還を資金使途として追加しました。これは、2026年2月24日付「第46回新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて開示のとおりです。

こうした枠組みの下、第46回新株予約権の一部について行使がなされたものの、足元の当社株価水準、市場環境、残存する第46回新株予約権の行使可能性及び当社の今後の資金需要を総合的に検討した結果、当社は、第46回新株予約権を取得及び消却し、新たに割当予定先に対して、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行を行うことといたしました。

これにより、当社は、取得日現在の残存個数を取得日に全て取得し、取得後直ちに消却する予定です。なお、当該取得は、下記「< 本社債ファシリティー契約の終了及び第2回無担保社債(私募債)の償還 >」に記載の第2回無担保社債(私募債)の全部が償還されることを条件としております。

第46回新株予約権の取得及び消却の内容

銘柄	アンジェス株式会社第46回新株予約権
発行済新株予約権総数	964,661個
発行価額	1個につき金33円
行使済新株予約権数	127,490個(2026年8月14日時点)
取得日	2026年9月15日
取得金額・個数	2026年9月15日時点で残存する第46回新株予約権の全部 1個につき発行価額と同額である金33円(本日以降の行使等により、取得個数が本日現在の残存個数である837,171個から減少しなければ、取得価額総額は27,626,643円)
取得資金	自己資金
消却日	2026年9月15日
消却後の残存新株予約権数	0個

< 本社債ファシリティー契約の終了及び第2回無担保社債(私募債)の償還 >

当社は、2026年2月24日付で、CFEとの間で本社債ファシリティー契約を締結し、同契約に基づき、2026年2月27日に額面総額700百万円の第2回無担保社債(私募債)を発行しました。本社債ファシリティー契約の当初ファシリティー設定枠は2,737,888,650円であり、同設定枠は、第46回新株予約権の残存個数及び当社普通株式の市場価格を基礎として算定される仕組みでした。

今般、当社は、第46回新株予約権の取得及び消却を行うことに伴い、CFEに対して第46回新株予約権の取得に係る通知を行う予定です。第46回新株予約権の取得に係る通知は、第2回無担保社債(私募債)の発行要項に定める期限の利益喪失事由に該当し、本社債について直ちに支払期限が到来することから、当社は、第2回無担保社債(私募債)の残存額の全部を償還する予定です。また、これに伴い、当社及びCFEは、本社債ファシリティー契約を終了することとしました。

第2回無担保社債(私募債)の償還の内容

名称	アンジェス株式会社第2回無担保社債
償還金額	2026年8月14日時点で残存する第2回無担保社債の全部(額面総額630百万円) 額面100円あたり100円
償還資金	本資金調達による調達資金
償還日	2026年9月1日

(2) 本資金調達の目的

当社グループは、2026年12月期第2四半期連結累計期間において営業損失3,236百万円、経常損失2,560百万円及び親会社株主に帰属する第2四半期純損失2,714百万円を計上しており、2026年6月30日現在の現金及び預金残高は281百万円となっております。当社は各種施策により事業基盤の強化を進めておりますが、研究開発型企業として継続的な研究開発投資及び運転資金の確保が必要であり、加えて既存社債の償還にも対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、当社は、財務基盤の安定化を図るとともに、HGF遺伝子治療用製品及びゲノム編集関連事業等の事業価値最大化に向けた施策を着実に推進するため、本第三者割当を実施することといたしました。

当社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF(1)遺伝子治療用製品、NF-κBデコイオリゴDNA及びゲノム編集技術等の研究開発を進めております。これらの事業を継続的に推進し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、安定した資金基盤の確保が重要であると考えております。

当社は、今後の事業活動に必要な資金をより安定的に確保するため、GPファンドを割当予定先として、本新株予約権付社債を発行し、2,000百万円を即時に調達するとともに、本新株予約権を発行することにより、中長期的な追加資金調達手段を確保することといたしました。

本新株予約権による資金調達においては、第47回新株予約権及び第48回新株予約権を同時に発行することにより、資金調達の蓋然性の確保と過度な希薄化の防止を両立させ、本新株予約権の行使による希薄化を上回る企業価値ひいては株主価値の向上が実現できるものと考えております。第47回新株予約権の行使価額については、2026年9月1日以降、各第47回新株予約権修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額)が、当該第47回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第47回新株予約権修正日以降、第47回新株予約権修正日価額に修正されます。第47回新株予約権の行使価額が行使時における株価水準に応じて修正されることにより、高い蓋然性をもって早期に資金調達を実現できることが期待できます。他方で、第48回新株予約権の行使価額は、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値の90%に相当する金額に固定されます。したがって、当社株価が当該行使価額を上回る水準で推移した場合には行使が進捗することが期待される一方、株価が相当程度下落した場合には行使が進捗しにくいと見られ、株価下落局面における株価への影響は限定的であると考えております。

以上により、短期的な資金需要への対応と将来的な資金調達余力の確保を両立できるものと考えております。

さらに、当社は同時にグロースパートナーズとの間で事業提携契約を締結し、同社の有するネットワーク及び知見を活用することにより、事業提携、資本政策及び事業開発等の面で協力を得ることで、当社の事業基盤の強化及び企業価値の向上を目指してまいります。

以上の理由から、当社は、第47回新株予約権、第48回新株予約権及び本新株予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズとの事業提携契約の締結を内容とする本第三者割当を実施することといたしました。

1 HGF: Hepatocyte Growth Factorの略称であり、肝細胞増殖因子をいいます。

(3) 本資金調達の概要及び選択理由

本第三者割当は、本新株予約権付社債により払込時に一定額の資金を確保しつつ、第47回新株予約権及び第48回新株予約権を通じて株価水準及び事業進捗に応じた追加的な資金調達を行うことができます。また、第47回新株予約権と第48回新株予約権を発行することで、第47回新株予約権の行使を通じた早期の資金調達を実現しつつ、第48回新株予約権の行使を通じて、株価に対する影響を限定しつつ追加の資金調達が可能とするものです。

当社は、本第三者割当の検討に当たり、各種資金調達手段を比較検討しましたが、以下に記載した＜本第三者割当の特徴＞及び＜本第三者割当の留意事項＞並びに＜他の資金調達方法との比較＞を踏まえ、本第三者割当による資金調達が、現時点で最も適切な資金調達手段であると判断しました。

(4) 本資金調達の特徴

< 本第三者割当の特徴 >

資金調達の蓋然性

第47回新株予約権は、行使価額修正条項により市場環境及び当社株価の動向に応じた機動的な行使を可能とし、その行使の蓋然性を高める設計としています。

対象株式数の固定

第47回新株予約権及び第48回新株予約権の対象株式数は、それぞれ発行当初から79,633,700株及び57,365,800株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。また、本新株予約権付社債についても、転換価額の修正は行われないため、その対象株式数は45,977,011株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項にしたがって本新株予約権の対象株式数及び本新株予約権付社債の転換価額が調整されることがあります。

譲渡制限

本引受契約において、譲渡制限が定められております。本新規発行証券は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本引受契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の決議による当社の承認を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

第47回新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

当初における一定の資金の調達

本新株予約権付社債の発行により、払込期日に2,000百万円を調達できます。

< 本第三者割当の留意事項 >

本新規発行証券の行使・転換により希薄化が生じる可能性

第47回新株予約権及び第48回新株予約権の対象株式数は、それぞれ発行当初から79,633,700株及び57,471,200株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、第47回新株予約権及び第48回新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため既存株主の持分の希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債の転換により当社普通株式が交付された場合も、既存株主の持分が希薄化します。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

本新株予約権付社債には年率0.75%の利息が付されており、当社はその支払義務を負います。また、満期までに転換されなかった場合には、未転換の元本について償還義務が生じるため、当社の資金繰り及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に第47回新株予約権の下限行使価額並びに第48回新株予約権及び本新株予約権付社債の行使・転換価額を下回る場合等では、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使・転換はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が第47回新株予約権の当初行使価額である発行決議日の前取引日の終値を下回って推移した場合、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

< 他の資金調達方法との比較 >

当社が本第三者割当を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、当社は最近２年間に於いて経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第１項第３号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

金融機関からの借入

金融機関からの借入れについて当社の現在の財務状況等では、今回の調達金額の融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできません。

これらに対し、本第三者割当による資金調達方法は、資金の一部が即座に調達可能となること、本新株予約権の行使により資本性資金が調達可能となること、本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となり得ること等の特徴を有しています。

以上の検討の結果、本第三者割当による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

- ２．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第９項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
- ３．第47回新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社と割当予定先は、第47回新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項から第５項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第47回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第47回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じております。
- ４．当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- ５．当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、第47回新株予約権の割当予定先との間において、第47回新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。
- ６．その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
- ７．第47回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第47回新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 第47回新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、第47回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第47回新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第47回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。

8. 新株予約権証券の不発行

当社は、第47回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

10. 株券の交付方法

当社は、第47回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該第47回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第48回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	573,658個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	4,589,264円
発行価格	8 円(第48回新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.08円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 8 月31日
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	アンジェス株式会社 管理部 東京都港区芝四丁目13番 3 号 P M O 田町 9 階
払込期日	2026年 8 月31日
割当日	2026年 8 月31日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 浜松町支店

- (注) 1. 第48回新株予約権は、2026年 8 月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 当社は、割当予定先との間で、2026年 8 月14日付で、本引受契約を締結しております。
3. 払込期日までに割当予定先との間で第48回新株予約権に係る総数引受契約を締結しない場合は、第48回新株予約権に係る割当は行われませんこととなります。
4. 第48回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 第48回新株予約権証券の目的となる株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 第48回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は57,365,800株とする。(第48回新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。) 但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、第48回新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(3)号、第(5)号、第(6)号及び第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに第48回新株予約権を有する者(以下「第48回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 第48回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各第48回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、第48回新株予約権1個につき、行使価額(本項第(2)号に定義する。 (2) 第48回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、43.5円とする。

2 行使価額の調整

- (1) 当社は、第48回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{株式数}}$$

- (2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

時価(本項第(4)号に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、2031年9月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (5) 第48回新株予約権の発行後、本項第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(6)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(6)号 の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。))をいう。)が、本項第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合には適用されないものとする。
- (6) 本項第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。))の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。))の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合
- 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号 に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- (7) 本項第(1)号、第(3)号及び第(5)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

	(8) 本項第(2)号、第(3)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (9) 本項第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額要確認	金2,500,001,564円 (注) 全ての第48回新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第48回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各第48回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各第48回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第48回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 第48回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 第48回新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月1日から2031年8月31日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日については、第48回新株予約権を行使することができない。 「営業日」とは、東京における銀行の営業日(土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。)をいう。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 第48回新株予約権の行使請求受付場所 アンジェス株式会社 財務部 2 第48回新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。 3 第48回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 浜松町支店
新株予約権の行使の条件	各第48回新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1個当たり 8 円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本引受契約において、第48回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする旨が定められる。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 第48回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第48回新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 第48回新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、第48回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第48回新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第48回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
2. 新株予約権証券の不発行
- 当社は、第48回新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
- 該当事項はありません。
4. 株券の交付方法
- 当社は、第48回新株予約権の行使請求の効力発生後、当該第48回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	アンジェス株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、本新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,000,000,000円
各社債の金額(円)	金50,000,000円
発行価額の総額(円)	金2,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円。 但し、本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	利率：年率0.75%
利払日	2027年3月1日を第1回の利払日とし、その後毎年3月1日及び9月1日
利息支払の方法	1 本社債の利息は、本新株予約権付社債の払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、2027年3月1日を第1回の利払日としてその日(同日を含む。)までの分を支払い、その後毎年3月1日及び9月1日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日(同日を含む。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、その日までの半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。 3 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、直前の利払日(但し、第1回の利払日まで)に当該行使の効力が生じた場合には、払込期日)の翌日から当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(同日を含む。)から弁済の提供がなされた日(同日を含む。)までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。 5 利息の支払場所 アンジェス株式会社 財務部 東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町 9階
償還期限	2031年8月31日
償還の方法	1 満期償還 本社債は、2031年8月31日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還の場合は、本欄第2項に定める金額による。

2 繰上償還

組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為(下記ニ()に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記ニ()に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(下記八に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

八 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

() 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号に定義する。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)

() () 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号、第(2)号、第(3)号及び第(5)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

二 それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

() 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

()承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、本号 イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号 に基づく通知が行われた場合には、本号 の手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(下記ロに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。))の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合をいう。

	社債権者の選択による繰上償還 イ 本新株予約権付社債権者は、2030年9月1日(但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由(下記ロに定義する。)が生じた場合には、当該事由が生じた日)以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2027年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還 イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(下記ロに定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。 ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。 3 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4 買入消却 当社及びその子会社(以下に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。
募集の方法	第三者割当の方法により、すべての本新株予約権付社債をGP上場企業出資投資事業有限責任組合に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	2026年8月31日
申込取扱場所	アンジェス株式会社 管理部 東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町 9階
払込期日	2026年8月31日 本新株予約権付社債を割り当てる日は2026年8月31日とする。
振替機関	該当事項なし。

担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 上記に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権付社債は、2026年8月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されません。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに本社債につき期限の利益を喪失するものとし、

(1) 上記表中「償還の方法」欄記載の規定に違背したとき。

(2) 上記表中「財務上の特約(担保提供制限)」欄記載の規定に違背したとき。

(3) 本新株予約権付社債の買取りに関して本新株予約権付社債権者と締結した契約に重要な点において違背し、本新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

(4) 本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(5) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができます。

5. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知します。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

(3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

6. 元金支払事務取扱場所

アンジェス株式会社 財務部

7. 本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本転換社債新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使時の払込金額	1 本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (1) 本転換社債新株予約権 1 個の行使に際し、当該本転換社債新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本転換社債新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 2 転換価額 各本転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、43.5 円とする。なお、転換価額は次項第(1)号乃至第(9)号に定めるところに従い調整されることがある。 3 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本欄第 3 項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。 調整後 転換価額 = 調整前 転換価額 × 既発行 普通株式数 + 発行又は 処分株式数 × 1 株当たりの 行又は処分価額 時価 既発行普通株式数 + 発行又は処分株式数 (2) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。 時価(本項第(5)号に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
-----------------------	--

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式を発行する場合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(4)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金50,000,000円)当たりの本転換社債新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) 「特別配当」とは、2031年8月30日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金50,000,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本欄第3項第(2)号又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (6) 本新株予約権付社債の発行後、本項第(7)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本項第(7)号()の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(7)号()の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本項第(7)号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される当社普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (7) 本項第(6)号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合には適用されないものとする。
- () 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	()当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降、又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ()当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合 ()本号()及び()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号()及び()にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本項第(2)号 に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。 (8) 本欄第(1)号、第(3)号及び第(6)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。 (9) 本欄第(2)号、第(3)号及び第(7)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。 ()株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。 ()その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。 ()当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。 ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (10) 本項第(1)号乃至第(9)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,000,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本転換社債新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本転換社債新株予約権に係る第1回社債の金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本転換社債新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記第(1)号記載の資本金等増加限度額から上記第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使期間	本転換社債新株予約権の新株予約権者は、2026年9月1日から2031年8月31日(別紙「償還の方法」欄第2項第(1)号乃至第(5)号に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については、本転換社債新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日 (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為をするために本転換社債新株予約権の行使の停止が必要である場合であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 アンジェス株式会社 財務部 2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 浜松町支店
新株予約権の行使の条件	各本転換社債新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本転換社債新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が組織再編行為を行う場合は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「償還の方法」欄第2項第(イ)に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。 (イ)交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 (ロ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。 (ハ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至(9)号と同様の調整に服する。

	合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。 (二)承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 (ホ)承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。 (ヘ)承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。 (ト)承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。 (チ)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (リ)組織再編行為が生じた場合 本号に準じて決定する。 (ヌ)その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。
--	---

- (注) 1. 本社債に付された本転換社債新株予約権の数
各本社債に付された本転換社債新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債新株予約権を発行します。
2. 本転換社債新株予約権の行使請求の方法
本転換社債新株予約権を行使しようとする場合、行使請求期間中に行使請求受付場所に対して必要な事項を通知するものとします。
行使請求受付場所において行使請求に要する手続を行った者は、その後、これを撤回することができません。
3. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
4. 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
本転換社債新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債新株予約権の行使に際して当該本転換社債新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本転換社債新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

4 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,500,002,315	303,870,000	8,196,132,315

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(22,905,015円)、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(6,477,097,300円)及び本新株予約権付社債の払込金額の総額(2,000,000,000円)を合算した金額です。
2. 払込金額の総額は、第47回新株予約権の全部が当初行使価額で行使され、また、第48回新株予約権の全部が行使されたと仮定して算出された金額です。第47回新株予約権の行使価額が修正された場合又は本新株予約権の行使価額が調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、プレースメントエージェントフィー250,000千円、弁護士費用9,000千円、本新株予約権及び本新株予約権付社債の公正価値算定費用1,700千円、その他事務費用43,170千円(有価証券届出書作成費用、取扱銀行手数料及び変更登記費用等)の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途及び支出予定時期については次のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
第2回無担保社債(私募債)の償還	630	2026年8月～2026年9月
慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の米国における開発費用	3,500	2026年8月～2031年10月
EmendoBio社の研究開発拠点移転費用	1,000	2026年8月～2031年10月
その他の研究開発費を含む運転資金	3,066	2026年8月～2031年10月
合計	8,196	

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 実際の資金調達額は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
- また、資金を使用する優先順位としましては、上記及び から充当する予定であり、実際の資金調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。その場合には、自己資金及び他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。なお、調達額が予定より増額となった場合には、上記の使途に充当する予定であります。また、本新株予約権付社債で即時に調達する2,000百万円は、及び の使途としてそれぞれ630百万円、940百万円及び430百万円を充当する予定です。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

第2回無担保社債(私募債)の償還

当社は、2026年2月に無担保私募債ファシリティ(リボルビング型)総額引受契約を締結し、同契約に基づき第2回無担保社債(私募債)を発行しております。また、本日付で公表したとおり、同ファシリティ契約を終了することとしました。本資金使途については、第2回無担保社債(私募債)の未償還額630百万円の償還資金に充当する予定です。

慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の米国における開発費用

慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療用製品のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用です。当社は、2026年7月17日付「HGF 遺伝子治療用製品のPre-BLA Meeting及びBLA 申請に関するお知らせ」で公表したとおり、慢性動脈閉塞症を対象としたHGF遺伝子治療用製品について、米国における承認取得に向けた開発計画を推進しております。今後は、生物製剤認可申請(BLA)に向けた準備活動を進める予定であり、当該開発計画のうち2026年9月から2027年12月までに要する費用総額は現時点で約5,100百万円を見込んでおります。本第三者割当により調達する資金は、このうち約3,500百万円を充当するものであり、当社における米国開発推進のための重要な資金調達と位置付けております。主な用途は、HGF遺伝子治療用製品の製剤の調達費用と米国での今後の生物製剤認可申請(BLA)準備のための費用を想定しております。具体的には、原薬/製剤の調達費用として約4,600百万円、生物製剤認可申請(BLA)準備費用として約500百万円を見込んでおります。製剤の調達費用には、米国開発に必要な製剤の製造及び品質関連業務等が含まれ、生物製剤認可申請(BLA)準備費用には、規制当局対応、申請資料作成、外部専門家への委託費用その他申請準備業務に係る費用が含まれます。本資金使途については、充当予定額を3,500百万円としております。なお、上記資金に加え、残額についてはライセンス契約その他の事業提携による資金の確保も含めて検討してまいります。

EmendoBio社の研究開発拠点移転費用

当社の子会社であるEmendoBio Inc.(以下「EmendoBio社」といいます。)がイスラエルで行っている研究開発の成果を米国へ移転するための費用に充当いたします。当社は、2025年11月7日付「連結子会社の米国における研究開発拠点新設に関するお知らせ」において、EmendoBio社の研究開発拠点をイスラエルから米国カリフォルニア州パロアルトへ移転する方針を公表いたしました。しかしながら、その後の資金調達額が当初想定を下回ったことから、現時点において研究開発拠点の本格的な移転及び施設整備には着手しておらず、移転計画の具体的な実行を見合わせております。一方で、米国を中心とした事業開発活動及びライセンス活動は継続しており、研究開発機能の米国集約についても引き続き検討を進めております。EmendoBio社では、ゲノム編集に使用する独自のヌクレアーゼを開発しており、ゲノム編集における重要な課題である狙った遺伝子と異なる配列の遺伝子を切断してしまう「オフターゲット効果」を低減することを目指して開発を続けています。研究開発機能を米国に集約することで、米国における先進的なゲノム編集技術の研究環境を活用し、社内外の連携強化や開発効率の向上が期待されます。米国においては、OMNIプラットフォームの開発を継続しつつ、臨床開発及び導出活動を加速化できる体制に移行してまいります。具体的には、研究開発拠点の新設及び移転に伴う施設賃貸・改装費、設備・機器導入費、研究設備移設費及びITインフラ整備費等として約600百万円、人員移転費用並びに初年度人件費、IT関連費用、知的財産・規制対応費用、安全対策費及びその他運営費用として約400百万円を見込んでおります。本資金使途については、充当予定額を1,000百万円としております。なお、当社はEmendoBio社向け貸付金について、当社単体財務諸表上は貸倒引当金を計上しております。EmendoBio社の今後の運営資金については、ライセンス契約及び事業提携等による収入機会の拡大を図るとともに、事業再編その他の戦略的選択肢も含めて検討を進めております。

その他の研究開発費を含む運転資金

その他の開発品の研究開発費を含む運転資金です。当社は、依然として開発への先行投資の段階にあるため営業キャッシュ・フロー赤字の計上が続いている状況にあります。また、今後もかかる状態が続くことが見込まれます。そのため、当社は、2026年12月以降の運転資金を調達することも本第三者割当による資金調達の目的としています。本資金使途については、充当予定額を3,066百万円としております。HGF遺伝子治療用製品以外の当社の開発品は、慢性椎間板性腰痛症治療薬のNF-κBデコイオリゴDNA、Tie2受容体アゴニスト、高血圧DNAワクチン等ですが、これらの製品は、未だ研究開発の段階であり、研究開発を進めるには、相当の研究開発費が必要となります。また、当社の2025年度の販売費及び一般管理費は、約19億12百万円となっており、今回の資金調達は、2026年8月から2027年12月までの研究開発費(NF-κBデコイオリゴDNA、Tie2受容体アゴニスト、高血圧DNAワクチン：約1,308百万円)を含む運転資金の一部に充当いたします。当社の2025年1月～2025年12月の販売・管理部門の主要な費用が、約1,621百万円内訳：人件費・支払報酬約349百万円、地代家賃が約68百万円、その他の販売管理費約1,204百万円(主に海外子会社にかかる税務、知財の管理、移転計画策定等の対応のための弁護士費用約200百万円、監査法人費用約61百万円、業務委託料及び支払手数料約675百万円、その他約268百万円)であり、今回の資金調達は、2026年8月から2031年10月までの約5年間の人件費・支払報酬約1,745百万円、地代家賃約340百万円、その他の販売管理費約6,020百万円(主に弁護士費用約1,000百万円、監査法人費用約305百万円、業務委託料及び支払手数料約3,375百万円、その他約1,340百万円(広告宣伝費、旅費交通費、通信費、寄付金、他))の一部に充当いたします。その他の販売管理費については緊急性を要するもの、必要性の高いものに限定する方針です。不足分につきましては、株価、ライセンス収入を見ながら、新たな資金調達を検討してまいります。

以上のような事業戦略を通じて、事業基盤の強化を図り、収益力を強化して安定した財務基盤を確保すべく、今般、新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。なお、上記各目的の費用につきましては、これまでの当社実績をもとに算定しております。

以下、既存の開発パイプラインの現状について説明するとともに、事業基盤の強化の方法について概説いたします。

既存の開発パイプラインの現状

HGF遺伝子治療用製品	HGF遺伝子治療用製品の開発につきましては、米国での後期第 相臨床試験の結果が良好であったことを踏まえ、米国での開発を優先しております。 2025年 8 月には当製品の承認後の原薬製造供給について、ドイツのベーリンガー・インゲルハイム・バイオフーマシューティカルズ社 (Boehringer Ingelheim Biopharmaceuticals GmbH：ドイツ、以下「BI社」といいます。)と契約を締結いたしました。今後の米国での開発計画について当社は、臨床試験を完了とし、2026年 5 月14日の「HGF遺伝子治療用製品のType B CMC Meeting実施に関するお知らせ」のとおり生物製剤認可申請(BLA)に向けたType B Meetingを終了し、さらに2026年 7 月17日の「HGF遺伝子治療用製品のPre-BLA Meeting及びBLA申請に関するお知らせ」のとおりBLA前に最後に実施するPre-BLA Meetingについても事前の書類による質疑応答により十分な回答を得て、提出資料の内容について問題ない旨回答を得ることができましたので開催不要となり、BLAに向け、提出手続きに進むこととなりました。 一方、日本における開発につきましては、米国の進捗を踏まえ、検討してまいります。
NF-κBデコイオリゴDNA	核酸医薬NF-κBデコイオリゴDNAについては、米国において椎間板性腰痛症を対象とした後期第 相臨床試験を実施し、投与後の観察期間 6 か月間に続き、12か月間を経た結果でも、患者の忍容性は高い上、重篤な有害事象も認められず、安全性が確認できました。さらに、探索的に有効性を評価したところ、患者の腰痛の著しい軽減とその効果の持続が認められました。この結果について、北米脊椎学会が発行する「The SPINE JOURNAL」に主導医師の論文が掲載されました。 2023年10月より、国内において第 相臨床試験の症例登録を進めており、症例登録前の症状の確認を精密に実施していることで予定していた登録数に届かなかったため2026年末の登録完了を目指しております。なお、当該臨床試験に関して塩野義製薬株式会社と契約を締結し、費用の一部を負担いただくとともに、試験結果に基づき第 相臨床試験の実施について協議する予定です。
Tie2受容体アゴニスト (ARDS治療薬)	Tie2受容体アゴニストは、カナダのバイオ医薬品企業である Vasomune Therapeutics, Inc. (以下、「Vasomune社」といいます。所在地：カナダ、代表者：CEO Dr. Brian E. Jahns)と共同開発契約を締結し、対象疾患をインフルエンザ等のウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸窮迫症候群(ARDS)とした前期第 相臨床試験を実施しています。2025年末には目標症例数の登録完了でしたが、登録後の脱落症例を追加すべく、2026年第 3 四半期中の登録完了を目指して追加症例の登録を進めています。さらに、2026年 3 月25日の「血液透析患者における脳障害予防を目的とした医師主導試験における被験者への投与開始のお知らせ」のとおりカナダ心臓・脳卒中財団の助成の下、血液透析による細胞毒性脳浮腫を軽減し、脳の白質の機能を維持できるかを評価する医師主導試験を開始し、患者への投与を実施しています。また、2026年 3 月 5 日の「重度熱傷患者の蘇生治療を対象とした臨床試験許可取得のお知らせ」のとおり重度熱傷患者の急性期蘇生治療に使用するための新薬臨床試験申請が米国食品医薬品局により許可されました。
高血圧DNAワクチン	高血圧治療用DNAワクチンについては、オーストラリアでの第 相/前期第 相臨床試験は重篤な有害事象はなく、安全性に問題がないことを確認しました。現在、HGF遺伝子治療用製品の米国での開発に最優先で取り組んでいることから、当製品の今後の開発につきましてはパイプラインの優先順位を考慮しつつ、新型コロナウイルスのDNAワクチンとは異なるプラスミドDNAの発現に関する改善策等の検討を進めてまいります。
ゲノム編集	当社の子会社であるEmendoBio社では、オフターゲット効果を排除し、安全に患者の治療に使用できる新たなゲノム編集ツールを作出する技術(OMNI Platform)の開発を進めるとともに、独自のOMNIヌクレアーゼの開発を行っております。これまでは、その探索と最適化を労働集約的に行ってまいりましたが、2025年に米国における体制を整備するとともに、これまで蓄積された大量のデータをベースに、人工知能、特に機械学習を活用し、知識集約的な研究開発体制に移行いたしました。米国においては、OMNIプラットフォームの開発を継続しつつ、臨床開発及び導出活動を加速化できる体制に移行してまいります。 2025年には米国スタンフォード大学と、新たながんゲノム編集治療法の研究を共同で開始いたしました。

< 直近の資金調達及び調達資金の充当の状況 >

当社は、2026年11月7日付「第46回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年11月25日を割当日として第46回新株予約権を第三者割当により発行しました。当該第三者割当は、()慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用(発行時における調達予定資金の額3,087百万円)、()ACRLの検査受託事業拡大費用(発行時における調達予定資金の額590百万円)、()Emendo社の研究開発拠点移転費用(発行時における調達予定資金の額1,000百万円)、()その他の研究開発費を含む運転資金(発行時における調達予定資金の額2,244百万円)の各使途に係る資金を調達することを目的としておりました。しかしながら、本日付「第46回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却、無担保私募債ファシリティー(リボルビング型)総額引受契約の終了、第2回無担保社債(私募債)の償還、第三者割当による第47回新株予約権(行使価額修正条項付)、第48回新株予約権及び第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びにグロースパートナーズ株式会社との事業提携契約の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2026年9月15日時点で残存する第46回新株予約権を2026年9月15日付で全て取得し消却する予定です。

これに伴い、当社は、第46回新株予約権の調達資金の具体的な使途、資金使途への充当金額及び支出予定時期につき変更を行い、下記の表に記載のとおりといたしました。なお、2026年2月24日付「第46回新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」において、すでに一度第46回新株予約権の発行及びその行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期につき変更を行っているところ、同プレスリリースに記載の内容からの変更部分に下線を付して表示しています。

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>2,737</u> (2,703)	2026年2月～ <u>2027年11月</u>
慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	<u>387</u> (2,532)	2025年12月～ <u>2027年11月</u>
ACRLの検査受託事業拡大費用	<u>590</u> (590)	<u>2025年12月～2027年11月</u>
Emendo社の研究開発拠点移転費用	<u>1,000</u> (1,000)	<u>2025年12月～2027年11月</u>
その他の研究開発費を含む運転資金	<u>2,244</u> (2,241)	2025年12月～ <u>2027年11月</u>
合計	<u>6,958</u> (6,363)	

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
社債の償還	<u>70</u> (0)	2026年2月～ <u>2026年5月</u>
慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	<u>535</u> (0)	2025年12月～ <u>2026年5月</u>
ACRLの検査受託事業拡大費用	<u>0</u> (0)	＝
Emendo社の研究開発拠点移転費用	<u>0</u> (0)	＝
その他の研究開発費を含む運転資金	<u>106</u> (0)	2025年12月～ <u>2026年5月</u>
合計	<u>711</u> (0)	

(注) 1. 上記の金額欄の括弧書きの数値は現時点における未充当額となります。

2. 当社は、ACRLの検査受託事業拡大計画の見直しに伴い、同資金使途に充当予定であった未充当資金を、HGF遺伝子治療用製品の研究開発費用に充当することといたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

割当予定先の承諾権及び優先引受権について

当社は、本引受契約において、引受人が本証券を保有している間、割当予定先の事前の書面による承諾(但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとします。)を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと(但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)当社又は当社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、当社が戦略的提携先(当社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者(これらの関係会社を含みます。))を含みません。))に対して株式等を割り当てる場合(但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限り、)を除きます。)、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合(当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする、及び 割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、当社による株式等の発行若しくは処分について承諾権若しくは同意権を付与し、又は株式等の引受け若しくは取得に関する優先交渉権、優先引受権、先買権その他上記 及び に定める割当予定先の権利と同等若しくはこれを上回る権利(以下「競合権利」といいます。))を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと(但し、発行会社が2026年9月15日付で第46回新株予約権の全部を取得するまでの間、CFE事前承諾権が存続することは、当該違反を構成しません。)を誓約しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	GP上場企業出資投資事業有限責任組合	
所在地	東京都目黒区自由が丘2 - 16 - 12 RJ3	
出資額	8,056,000,000円(注2)	
組成目的	有価証券の取得等	
主たる出資者及びその出資比率	法人 1社(注3)26.4%	
業務執行組員又はこれに類する者に関する事項	名称	無限責任組員 Growth Partners LLP有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘2 - 16 - 12 RJ3
	代表者の役職・氏名	組員 古川 徳厚 組員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	資本金	14,430,000円
	主たる出資者及び出資比率	組員 古川 徳厚 90% 組員 グロースパートナーズ株式会社 10%

- (注) 1 割当予定先の概要の欄は、2026年8月13日現在におけるものです。
 2 出資額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は9,450百万円となります。
 3 出資者の概要については、出資約束金額を基準とする出資比率が10%以上の出資者(主たる出資者)の属性のみ記載しております。主たる出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、GPファンドは非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、GPファンドの方針により非公開にしていると確認しております。GPファンドの出資者の構成は、法人27社、個人41名となります。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	
技術又は取引関係	記載すべき技術又は取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。	

c．割当予定先の選定理由

当社は、第46回新株予約権及び本社債ファシリティ契約に基づく第2回無担保社債(私募債)に割当先であるCFEの関係会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社との間で、既存の資金調達スキームの見直しについて協議を進める中で、これと並行して、当社の資金需要に対応するための新たな資金調達手段及び当社の中長期的な企業価値の向上に資する事業上のパートナーについて検討を進めていました。

そのような中、当社は、2026年5月下旬頃、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社から、潜在的な投資家候補としてグロースパートナーズの紹介を受けました。その後、当社は、グロースパートナーズとの間で複数回にわたり面談及び協議を行い、資金調達の方法及び条件に加え、同社が有する知見及びネットワークを活用した事業面での支援の内容について検討を重ねました。

当社は、グロースパートナーズは、同社が管理・運営するファンドを通じて上場会社による第三者割当増資等の引受実績を豊富に有しており、投資先企業に対して、財務戦略、資本政策、M & A、事業ポートフォリオの最適化、経営管理体制の高度化等に関するハンズオン型の支援を行うことで、企業価値の向上を支援してきた実績と知見を有しているものと認識しております。

その結果、当社は、グロースパートナーズから、上場企業が発行する株式関連証券を取得するための同社が管理・運営するファンドとして紹介を受けた、GPファンドに対して本新株予約権付社債を発行することにより、当社の事業活動に必要な資金を速やかに確保するとともに、本新株予約権を発行することにより、中長期的な追加資金調達手段を確保することが可能になると判断しました。

また、資金提供にとどまらず、グロースパートナーズとの間で本事業提携契約を締結し、同社から事業面での支援を受けることは、当社の事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものと判断しました。

当社は、2026年6月中旬頃までに、グロースパートナーズ及びGPファンドとの間で、本第三者割当及び本事業提携に関する基本的な方向性を確認し、その後、具体的な条件について協議を重ねた結果、GPファンドを本新規発行証券の割当予定先として選定しました。

d．割り当てようとする株式の数

< 第47回新株予約権 >

本新株予約権の目的である株式の総数は79,633,700株です。

なお、当該数値は、本新株予約権が、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の当初行使価額において全て行使された場合に交付される当社普通株式の数であります。

< 第48回新株予約権 >

本新株予約権の目的である株式の総数は57,365,800株です。

なお、当該数値は、本新株予約権が、上記「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(第48回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の行使価額において全て行使された場合に交付される当社普通株式の数であります。

< 本新株予約権付社債 >

本転換社債新株予約権の目的である株式の総数は45,977,011株です。

なお、当該数値は、本新株予約権付社債が、上記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)の(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載の転換価額においてすべて転換された場合に交付される当社普通株式の数であります。

e．株券等の保有方針及び行使制限措置

当社は、GPファンドが当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上及び株式価値の最大化を通じて得られるキャピタルゲインを獲得すること、すなわち、本新株予約権を行使し、また、本新株予約権付社債を当社普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収を目的としているため、本新株予約権及び本新株予約権付社債を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡する方針ではない旨の説明を、GPファンドの業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。但し、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針である旨の説明を受けております。また、第47回新株予約権については、当社の短中期的な資金繰りの改善・向上のために、第47回新株予約権の特性を活かして、早い段階から行使を進めることを想定している旨、及び、当該行使により取得した当社普通株式は、株式市場への影響等を勘案しながら、原則として、市場内で売却していく方針である旨の説明を、古川徳厚氏から口頭にて受けております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本引受契約において、第47回新株予約権について、原則として、第47回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において、当該行使により取得することとなる当社普通株式の数が、本払込期日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る第47回新株予約権の行使を行わないことを割当予定先との間で合意しております。また、割当予定先が第47回新株予約権を転売する場合には、転売先となる者との間でも同様の行使制限を約することとし、当該転売先がさらに第三者に転売する場合についても、当該第三者との間で同様の行使制限を約しております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるGPファンドについて、GPファンドより、組合契約に基づき出資者に対するキャピタルコールを実施済みであり、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込期日までに当該払込みに要する資金が確保される予定である旨の説明を受けております。また、当社は、かかる説明に加え、GPファンドから2026年4月9日付のGP上場企業出資投資事業有限責任組合の組合契約書及び2026年8月3日付のキャピタルコール通知書並びに2026年8月時点の入出金明細の提出を受け、出資約束金額、キャピタルコールの仕組み及び実施状況並びに資金管理状況を確認した結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込みに要する資金並びに本新株予約権の一定割合の行使に足る資金が確保される見込みであると判断しております。

加えて、上記一定割合を超える本新株予約権の行使に係る資金については、GPファンドにおいては、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではないとの説明をGPファンドより受けております。当社は、本新株予約権の行使により取得した当社の株式を売却することで、本新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しており、GPファンドの他事例における行使状況等も総合的に勘案し、本新株予約権の行使に必要な資金を確保できるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

GPファンドが取得する有価証券に関する投資判断権限、及びGPファンドが保有する株式に係る株主としての権利の行使権限又はその指図権限は、GPファンドの業務執行組合員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合の組合員であるグロースパートナーズが有しており、その他の第三者に帰属していない旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。当社は、かかる説明を踏まえ、グロースパートナーズが、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年8月10日、グロースパートナーズに関する反社会的勢力等の関係関与がない旨の報告書を受領いたしました。また、GPファンド、その組合員及びその関係人物(以下「GPファンド関係者」と総称します。)が、反社会的勢力であるか否か、及びGPファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表者：小坂橋仁、住所：東京都千代田区九段南二丁目3番14号)に調査を依頼し、2026年8月12日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、GPファンド関係者が反社会的勢力である、又はGPファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。以上により、当社はAIFCG社が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。以上のことから、当社はGPファンドが反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社との間で締結された本引受契約の規定により、本新規発行証券を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

第47回新株予約権

当社は、第47回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した第47回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、第47回新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第47回新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(第47回新株予約権1個当たり23円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の第47回新株予約権の1個の払込金額を23円としています。第47回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている第47回新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、第47回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日直前取引日の東証終値に相当する金額であるとともに、2026年9月1日以降は、第47回新株予約権修正日の直前取引日の東証終値が、当該第47回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該第47回新株予約権修正日以降、第47回新株予約権修正日価額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である25.0円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額で設定されており、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による第47回新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、第47回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

第48回新株予約権

当社は、第48回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した第48回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第48回新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、第48回新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(新株予約権1個当たり8円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の第48回新株予約権の1個の払込金額を8円としています。第48回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている第48回新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

第48回新株予約権の行使価額については、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値(48.3円)の90%に相当する金額としています。この行使価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値の終値である50円に対して13.0%のディスカウントとなります。当社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF遺伝子治療用製品をはじめとする研究開発を中長期にわたり継続的に推進していく必要があり、研究開発の進捗に応じて継続的に資金需要が生じるため、安定的な資金調達手段の確保が重要であると考えております。このような当社の事業及び資金調達の特性を踏まえると、第48回新株予約権について一定の行使可能性を確保し、将来的な資金調達手段として実効性のあるものとする必要がある一方、既存株主の利益にも十分配慮する必要があると考え、GPファンドとの間で行使価額の水準について協議を行いました。まず、基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該平均値を採用した理由は、安定した資金基盤の確保が当社にとっての重要な課題となっている中で、中長期的に研究開発を進める当社においては、資金調達の実現可能性及び資金調達額の予見可能性を重視する必要があるところ、地政学リスク等により足元の株式市場全般におけるボラティリティの高まりとあいまって、当社の株価のボラティリティも高い水準にあることに鑑みると、短期的な株価変動の影響を受けやすい特定時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準とすることが当社の資金需要及び資金調達の実態に照らして合理的である、と考えたためです。算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、GPファンドと協議の上決定いたしました。さらに、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値を基準とした上で、当社株式の出来高と第48回新株予約権の対象株式数を踏まえると、第48回新株予約権が今後長期に亘って行使される可能性があるものであることを考慮し、GPファンドと協議を行った結果、当該平均値から10%のディスカウントを付した43.5円を第48回新株予約権の行使価額とすることに合意しました。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による第48回新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、第48回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項及び本引受契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権付社債の評価を実施しました。

当社は、本新株予約権付社債の特徴、当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円とすることを決定しております。当社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額(各社債の金額100円につき金98.4円から金100.0円)の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価(社債額面100円当たり6.8円から9.5円)が新株予約権の公正な価値(社債額面100円当たり4.2円)に概ね見合っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

本新株予約権付社債の転換価額については、当社の財政状態及び経営状態に鑑み、割当予定先と協議の結果、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値(48.3円)の90%に相当する金額としています。この転換価額は、発行決議日の直前取引日の東証終値である50円に対して13.00%のディスカウントとなります。当社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF遺伝子治療用製品をはじめとする研究開発を中長期にわたり継続的に推進していく必要があり、研究開発の進捗に応じて継続的に資金需要が生じるため、安定的な資金調達手段の確保が重要であると考えております。このような当社の事業及び資金調達の特性を踏まえると、第48回新株予約権について一定の行使可能性を確保し、将来的な資金調達手段として実効性のあるものとする必要がある一方、既存株主の利益にも十分配慮する必要があると考え、GPファンドとの間で行使価額の水準について協議を行いました。まず、基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該平均値を採用した理由は、安定した資金基盤の確保が当社にとっての重要な課題となっている中で、中長期的に研究開発を進める当社においては、資金調達の実現可能性及び資金調達額の予見可能性を重視する必要があるところ、地政学リスク等により足元の株式市場全般におけるボラティリティの高まりとあいまって、当社の株価のボラティリティも高い水準にあることに鑑みると、短期的な株価変動の影響を受けやすい特定時点の株価ではなく、一定期間の平均株価を基準とすることが当社の資金需要及び資金調達の実態に照らして合理的であると考えたためです。また、当社株式の出来高と本新株予約権付社債の対象株式数を踏まえると、本新株予約権付社債が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記平均値を基準として採用することが合理的と考えております。算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、GPファンドと協議の上決定いたしました。さらに、発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における当社普通株式の終値の平均値を基準とした上で、当社株式の出来高と第48回新株予約権の対象株式数を踏まえると、第48回新株予約権が今後長期に亘って行使される可能性があるものであることを考慮し、GPファンドと協議を行った結果、当該平均値から10%のディスカウントを付した43.5円を第48回新株予約権の行使価額とすることに合意しました。

また、当社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権付社債の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の実質的な対価は公正価値に概ね見合っていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数136,999,500株(議決権数1,369,995個)及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数45,977,011株(議決権数459,770個)を合算した総株式数は182,976,511株(議決権数1,829,765個)であり、希薄化率(2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数である398,835,550株(総議決権数3,988,355個)を分母とし、小数第3位を四捨五入します。以下同じです。)は45.88%(議決権における割合は、総議決権数の45.88%)に相当します。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権及び本新株予約権付社債の割当は大規模な第三者割当に該当いたします。

上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)

1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由 (1) 本資金調達の目的」に記載のとおり、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本第三者割当を行うことを決定いたしました。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数136,999,500株及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数45,977,011株を合算した182,976,511株に対し、東証における当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,760,769株であり、一定の流動性を有しております。さらに、当社は、東証の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置いたしました。同委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、本第三者割当が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、今回の資金調達は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模が合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される本新株予約権(第47回新株予約権及び第48回新株予約権)及び新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)の目的となる株式数の合計である182,976,511株に係る割当議決権数は1,829,765個となり、当社の総議決権数3,988,355個(2026年6月30日)に占める割合が45.88%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
GP上場企業出資投資事業 有限責任組合	東京都目黒区自由が丘 2 - 16 - 12 RJ 3	—	—	182,976,511	31.45
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町 1 丁目 2 - 10号	7,081,500	1.78	7,081,500	1.22
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石 町 3 丁目 3 - 14	6,757,900	1.69	6,757,900	1.16
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラク ティブ・ブローカーズ証 券会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	6,544,200	1.64	6,544,200	1.12
岸間 健	大阪府池田市伏尾台 5 丁 目 7 - 14	4,700,500	1.18	4,700,500	0.81
光岡 甫	東京都渋谷区代々木 5 丁 目 45 - 5	3,537,000	0.89	3,537,000	0.61
河合 裕	大阪府堺市堺区出島海岸 通 1 丁目 6 - 5	2,075,900	0.52	2,075,900	0.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	2,051,178	0.51	2,051,178	0.35
協和青果株式会社	埼玉県越谷市七佐町 7 丁 目 274 - 11	1,965,800	0.49	1,965,800	0.34
林 勇一郎	東京都渋谷区猿楽町 11 - 24 - 305号プラウド代官山 テラス	1,850,000	0.46	1,850,000	0.32
計	—	36,563,978	9.17	219,540,489	37.73

- (注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. GP上場企業出資投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、「所有株式数」に記載した株式数に、本新株予約権が全て行使され、かつ本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式の数を加算した数を記載しています。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由」に記載のとおりです。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量等及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数136,999,500株(議決権数1,369,995個)及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数45,977,011株(議決権数459,770個)を合算した総株式数は182,976,511株(議決権数1,829,765個)であり、2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数である398,835,550株に対する比率は45.88%、2026年6月30日現在の当社の総議決権数3,988,355個に対する比率45.88%に相当します。したがって、希薄化率が25%以上となることから、東証の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないことに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業より紹介を受けた当社と利害関係のない社外有識者である柴田堅太郎弁護士(LBX法律事務所)、並びに当社の大量買付け行為等への対応方針に基づく独立委員会の委員として当社経営から独立した立場で職務を遂行しており、財務及び会計に関する専門的知見を有する山下義文公認会計士(山下義文公認会計士事務所)及び独立役員である当社常勤監査役の森郁夫氏の3名によって構成される本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年8月14日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

(意見)

当委員会は、慎重に検討した結果、全員一致で、本第三者割当に必要性・相当性が認められるとの結論に至った。以下、理由及び検討内容を述べる。

(理由)

1. 本第三者割当の必要性

(1) 貴社の資金繰り状況と資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、貴社が本件資金調達を実施する理由・背景をまとめると以下のとおりである。

貴社は、遺伝子医薬を中心とした研究開発型バイオ企業として、HGF遺伝子治療用製品、NF-κBデコイオリゴDNA及びゲノム編集技術等の研究開発を進めている。これらの事業を継続的に推進し、中長期的な企業価値向上を実現するためには、安定した資金基盤の確保が重要である。貴社グループは、2026年12月期第2四半期連結累計期間において営業損失3,236百万円、経常損失2,560百万円及び親会社株主に帰属する第2四半期純損失2,714百万円を計上しており、2026年6月30日現在の現金及び預金残高は281百万円となっている。貴社は、研究開発型企業として継続的な研究開発投資及び運転資金の確保が必要であり、加えて既存社債の償還にも対応する必要がある。

貴社は、前回の資金調達として、2025年11月7日付「第46回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」記載のとおり、2025年11月25日を割当日として、()慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用(発行時における調達予定資金の額3,087百万円)、()ACRLの検査受託事業拡大費用(発行時における調達予定資金の額590百万円)、()Emendo社の研究開発拠点移転費用(発行時における調達予定資金の額1000百万円)、及び()その他の研究開発費を含む運転資金の各使途に係る資金として6,921百万円を調達することを目的とする、第46回新株予約権を、Cantor Fitzgerald Europe(以下「CFE」という。)を割当先とする第三者割当により発行した。その後、貴社は、2026年2月24日付「無担保私募債ファシリティ(リボルビング型)総額引受契約の締結及び第2回無担保社債(私募債)の発行に関するお知らせ」記載のとおり、第46回新株予約権の行使時期に左右されることなく、貴社の事業活動に必要な資金を前倒しで確保することを目的として、2026年2月24日、CFEとの間で本社債ファシリティ契約を締結し、同月27日に、本社債ファシリティ契約に基づき、第2回無担保社債(私募債)額面総額700百万円を発行した。

しかし、第46回新株予約権の一部について行使がなされたものの、足元の貴社株価水準、市場環境、残存する第46回新株予約権の行使可能性及び貴社の今後の資金需要を総合的に検討した結果、貴社は、第46回新株予約権の下限行使価額及び行使価額の修正条件を見直すことにより、資金調達の実行可能性及び機動性を高めることが適切であると判断した。そのため、貴社は、同社との間で、2026年8月14日以降の当該新株予約権の行使の停止を合意するとともに、2026年9月15日に残存する当該新株予約権の全てを取得、消却予定である。また、貴社は、第46回新株予約権の取得及び消却を行うことに伴い、CFEに対して第46回新株予約権の取得に係る通知を行う予定であるところ、第46回新株予約権の取得に係る通知は、第2回無担保社債(私募債)の発行要項に定める期限の利益喪失事由に該当し、当該社債について直ちに支払期限が到来することから、貴社は、第2回無担保社債(私募債)の残存額の全部を償還する予定である。また、これに伴い、貴社及びCFEは、本社債ファシリティ契約を終了する予定である。

貴社は、依然として開発への先行投資の段階にあるところ、営業キャッシュ・フロー赤字の計上が続いている状況にあり、今後もかかる状態が継続することを見込んでいるため、貴社の財務状態及び医薬品開発のため、必要性に鑑み、適時適切な資金調達が必要な状況が継続しているものと認識している。

(2) 具体的な資金使途

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づき、本件資金調達により貴社が調達する金額合計8,196,131,745円(差引手取概算額)の具体的な資金使途をまとめると以下のとおりである。なお、かかる資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び本新株予約権付社債の払込金額の総額を合算した額から、本第三者割当に係る諸費用の概算額を差し引いた金額であり、「2. 本第三者割当の相当性 (1) 資金調達方法の選択理由」に従い行使価額が修正される前の当初の行使価額で全ての本新株予約権及び本新株予約権付社債が行使されたことを仮定した場合の金額である。行使価額が修正又は調整された場合は、資金調達の額は増加又は減少する可能性がある。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
・ 第2回無担保社債(私募債)の償還	630	2026年8月～ 2026年9月
・ 慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の米国における開発費用	3,500	2026年8月～ 2031年10月
・ EmendoBio社の研究開発拠点移転費用	1,000	2026年8月～ 2031年10月
・ その他の研究開発費を含む運転資金	3,066	2026年8月～ 2031年10月

各資金使途の詳細は以下のとおりである。

第2回無担保社債(私募債)の償還

貴社は、2026年2月に無担保私募債ファシリティー(リボルビング型)総額引受契約を締結し、同契約に基づき第2回無担保社債(私募債)を発行している。したがって、貴社は、第2回無担保社債(私募債)の未償還額を調達する必要がある。

慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の米国における開発費用

貴社は、慢性動脈閉塞症を対象としたHGF遺伝子治療用製品について、米国における承認取得に向けた開発計画を推進しており、今後は、生物製剤認可申請(BLA)に向けた準備活動を進める予定であり、当該開発計画に要する費用、すなわち、HGF遺伝子治療用製品の製剤の調達費用、米国での今後の生物製剤認可申請(BLA)準備のための費用等を調達する必要がある。貴社は、当該開発計画のうち2026年9月から2027年12月までに要する費用総額は現時点で約5,100百万円を見込んでおり、具体的には、原薬/製剤の調達費用として約4,600百万円、生物製剤認可申請(BLA)準備費用として約500百万円を調達する必要があるところ、本第三者割当により調達する資金によって、このうち約3,500百万円を充当することを予定している。なお、製剤の調達費用には、米国開発に必要となる製剤の製造及び品質関連業務等が含まれ、生物製剤認可申請(BLA)準備費用には、規制当局対応、申請資料作成、外部専門家への委託費用その他申請準備業務に係る費用が含まれる。

EmendoBio社の研究開発拠点移転費用

貴社は、2025年11月7日付「連結子会社の米国における研究開発拠点新設に関するお知らせ」において、貴社の子会社であるEmendoBio Inc.(以下「EmendoBio社」という。)の研究開発拠点をイスラエルから米国カリフォルニア州パロアルトへ移転する方針を公表した。しかしながら、その後の資金調達額が当初想定を下回ったことから、現時点において研究開発拠点の本格的な移転及び施設整備には着手しておらず、移転計画の具体的な実行を見合わせている。一方で、米国を中心とした事業開発活動及びライセンス活動は継続しており、研究開発機能の米国集約についても引き続き検討を進めている。EmendoBio社では、ゲノム編集に使用する独自のヌクレアーゼを開発しており、ゲノム編集における重要な課題である狙った遺伝子と異なる配列の遺伝子を切断してしまう「オフターゲット効果」を低減することを目指して開発を続けている。研究開発機能を米国に集約することで、米国における先進的なゲノム編集技術の研究環境を活用し、社内外の連携強化や開発効率の向上が期待される。そのため、EmendoBio社がイスラエルで行っている研究開発の成果を米国へ移転するための費用を調達する必要がある。具体的には、研究開発拠点の新設及び移転に伴う施設賃貸・改装費、設備・機器導入費、研究設備移設費及びITインフラ整備費等として約600百万円、人員移転費用並びに初年度人件費、IT関連費用、知的財産・規制対応費用、安全対策費及びその他運営費用として約400百万円を調達する予定である。

その他の研究開発費を含む運転資金

貴社は、「1. 本第三者割当の必要性 (1) 貴社の資金繰り状況と資金使途」に記載のとおり、依然として開発への先行投資の段階にあるため、営業キャッシュ・フロー赤字の計上が続いている状況である。また、今後もかかる状態が続くことが見込まれる。そのため、貴社は、その他の開発品を含む運転資金を調達する必要がある。具体的には、2026年8月から2027年12月までの研究開発費(NF-κB デコイオリゴ DNA、Tie2受容体アゴニスト、高血圧DNAワクチン：約1,308百万円)、2026年8月から2031年10月までの約5年間の人件費・支払報酬約1,745百万円、地代家賃約340百万円、その他の販売管理費約6,020百万円(主に弁護士費用約1,000百万円、監査法人費用約305百万円、業務委託料及び支払手数料約3,375百万円、その他約1,340百万円(広告宣伝費、旅費交通費、通信費、寄付金、他))の一部を調達する予定である。

(3) 検討

「 1 . 本第三者割当の必要性 (1) 貴社の資金繰り状況と資金使途 」記載の貴社の資金繰り状況及び資金使途並びに「 1 . 本第三者割当の必要性 (2) 具体的な資金使途 」記載の資金使途によれば、()これらの資金使途による事業戦略を通じて、事業基盤の強化を図り、収益力を強化して安定した財務基盤を確保することは、貴社の企業価値の維持及び向上を実現するためのものと認められ、貴社株主の利益に資するといえ、また、()本件資金調達と同様の資金使途である第46回新株予約権につき、その全部の行使はなされなかった中で、下限行使価額及び行使価額の修正条件を見直すことにより、資金調達の実行可能性及び機動性を高めるものと認められるため、本件資金調達に合理的な必要性が認められる。

2 . 本第三者割当の相当性

(1) 資金調達方法の選択理由

本件の資金調達手法の選択理由・意義をまとめると以下のとおりである。

本スキームの概要

本第三者割当は、割当予定先に対して、大要以下の内容の本新株予約権及び本新株予約権付社債を同時に発行するものであり、本新株予約権付社債により払込時に一定額の資金を確保しつつ、第47回新株予約権及び第48回新株予約権を通じて株価水準及び事業進捗に応じた追加的な資金調達を行う仕組み(以下「本スキーム」という。)である。また、第47回新株予約権と第48回新株予約権を発行することで、第47回新株予約権の行使を通じた早期の資金調達を実現しつつ、第48回新株予約権の行使を通じて、株価に対する影響を限定しつつ追加の資金調度を可能とするものである。

名称	第47回新株予約権
割当日	2026年 8 月31日
発行数	796,337個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	総額18,315,751円(新株予約権 1 個につき23円)
発行価額	新株予約権 1 個につき23円
当該発行による潜在株式数	79,633,700株(本新株予約権 1 個につき100株) 下限行使価額は25.0円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しない。
調達資金の額	総額4,000,000,751円(差引手取概算額3,843,279,281円)
行使価額	当初行使価額は50.0円 2026年 9 月 1 日以降、第47回新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「第47回新株予約権修正日」という。)の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第47回新株予約権修正日価額」という。)が、当該第47回新株予約権修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該第47回新株予約権修正日以降、第47回新株予約権修正日価額に修正される(修正後の行使価額を、以下「修正後行使価額」という。)。但し、修正後行使価額が下限行使価額である25.0円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 上限行使価額なし
本新株予約権の行使期間	2026年 9 月 1 日から2031年 8 月31日まで

譲渡制限及び行使数量制限の内容	貴社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、以下の行使数量制限が規定された本新規発行証券に係る引受契約(以下「本引受契約」という。)を締結する予定である。 ・ 貴社は所定の適用除外の場合を除き、第47回新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年8月31日における貴社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「本新株予約権制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。 ・ 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができない。 ・ 割当予定先は、第47回新株予約権の行使にあたって、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないことを貴社に確認する。 ・ 割当予定先は、第47回新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、貴社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして貴社との間で同様の内容を合意させることを約束させる。
その他	貴社は、本引受契約において、以下の内容等について合意する予定である。 ・ 貴社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第47回新株予約権の行使制限措置を講じること。 ・ 第47回新株予約権の譲渡の際に事前に貴社の書面による承諾が必要であり、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。 ・ 貴社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約する。 割当予定先の事前の書面による承諾(但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとする。)を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと(但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)貴社又は貴社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、貴社が戦略的提携先(貴社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者(これらの関係会社を含む。)を含まない。)に対して株式等を割り当てる場合(但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限る。)を除く。) 第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合(貴社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、貴社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、貴社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする。 一定の例外を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、貴社による株式等の発行若しくは処分について承諾権若しくは同意権を付与し、又は株式等の引受け若しくは取得に関する優先交渉権、優先引受権、先買権その他上記及びに定める割当予定先の権利と同等若しくはこれを上回る権利(以下「競合権利」という。)を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと

名称	第48回新株予約権
割当日	2026年 8 月31日
発行数	573,658個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	総額4,589,264円(新株予約権 1 個につき 8 円)
発行価額	新株予約権 1 個につき 8 円
当該発行による潜在株式数	57,365,800株(本新株予約権 1 個につき100株)
調達資金の額	総額2,500,001,564円(差引手取概算額2,352,852,464円)
行使価額	1 株当たり43.5円
本新株予約権の行使期間	2026年 9 月 1 日から2031年 8 月31日まで
譲渡制限	第48回新株予約権を譲渡する場合には、貴社の事前の書面による承諾を要する。
その他	貴社は、本引受契約において、以下の内容等について合意する予定である。 ・ 第48回新株予約権の譲渡の際に事前に貴社の書面による承諾が必要であり、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。 ・ 貴社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約する。 割当予定先の事前の書面による承諾(但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとする。)を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと(但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)貴社又は貴社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、貴社が戦略的提携先(貴社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者(これらの関係会社を含む。)を含まない。)に対して株式等を割り当てる場合(但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限る。)を除く。) 第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合(貴社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、貴社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、貴社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする 一定の例外を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、競合権利を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと

名称	アンジェス株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
払込期日	2026年8月31日
新株予約権の総数	40個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金2,000,000,000円(各社債の金額100円につき金100円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
当該発行による潜在株式数	45,977,011株
調達資金の額	総額2,000,000,000円
行使価額又は転換価額	1株当たり43.5円
利率及び償還期日	利率：年率0.75% 償還期日：2031年8月31日
償還価額	額面100円につき金100円
転換期間	2026年9月1日から2031年8月31日までの期間
償還請求条項	払込期日から4年を経過した日以降、社債権者は、貴社に対して本新株予約権付社債の一部又は全部を額面金額の100%で償還するよう請求することができる。
譲渡制限	本新株予約権付社債を譲渡する場合には、貴社の事前の書面による承諾を要する。
その他	貴社は、本引受契約において、以下の内容等について合意する予定である。 ・ 本新株予約権付社債の譲渡の際に事前に貴社の書面による承諾が必要であり、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。 ・ 貴社は、引受人が本証券を保有している間、以下の事項を遵守する旨を誓約する。 割当予定先の事前の書面による承諾(但し、引受人は、合理的な理由なく、当該承諾を遅滞、留保、拒絶しないものとする。)を得ることなく、株式等を発行又は処分しないこと(但し、(1)本新規発行証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合、(2)貴社又は貴社の子会社の取締役その他の役員又は従業員に対してインセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合、(3)資本業務提携を目的として、貴社が戦略的提携先(貴社又はその子会社の事業と関連する医薬品、医療機器その他のヘルスケアに関する事業を自ら営む事業会社に限り、銀行、証券会社その他の金融商品取引業者、投資ファンド、その他主として投資又は金融業を営む者(これらの関係会社を含む。)を含まない。)に対して株式等を割り当てる場合(但し、当該株式等の割当て以前に資本業務提携に係る契約等が締結されている場合に限る。)を除く。) 第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合(貴社グループの役職員及び従業員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、貴社グループの役職員及び従業員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合又は本証券の行使若しくは転換に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当予定先がかかる引受けを希望する場合、貴社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとする。 一定の例外を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対して、競合権利を付与せず、既存の契約等に基づき第三者が競合権利を取得することとなる事由を生じさせず、又はかかる結果を生じさせる契約等の締結若しくは変更を行わないこと

本スキームの特徴

本プレスリリース及び当委員会の質問に対する貴社の担当者からの回答等に基づきまとめられる本スキームの特徴及び本件の資金調達手法と他の資金調達手段との比較は以下のとおりである。

<本スキームのメリット>

(a) 当初における一定の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、払込期日に2,000百万円を調達することが可能となる。

(b) 資金調達の蓋然性

第47回新株予約権は、行使価額修正条項により市場環境及び貴社株価の動向に応じた機動的な行使が可能とし、その行使の蓋然性を高める設計となっている。

(c) 対象株式数の固定

第47回新株予約権及び第48回新株予約権の対象株式数は、それぞれ発行当初から79,633,700株及び57,365,800株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはない。また、本新株予約権付社債についても、転換価額の修正は行われないため、その対象株式数は45,977,011株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはない。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行要項にしたがって本新株予約権の対象株式数及び本新株予約権付社債の転換価額が調整されることがある。

(d) 譲渡制限

本引受契約において、譲渡制限が定められる予定である。本新規発行証券は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本引受契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に貴社取締役会の決議による貴社の承認を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されない。

(e) 株価上昇時の資金調達額増加の可能性

第47回新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には貴社の資金調達額が増加する可能性がある。

<本スキームのデメリット>

(a) 本新規発行証券の行使・転換により希薄化が生じる可能性

第47回新株予約権及び第48回新株予約権の対象株式数は、それぞれ発行当初から79,633,700株及び57,365,800株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、第47回新株予約権及び第48回新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため既存株主の持分の希薄化が生じる。また、本新株予約権付社債の転換により貴社普通株式が交付された場合も、既存株主の持分が希薄化する。

(b) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という貴社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界がある。

(c) 本新株予約権付社債には年率0.75%の利息が付されており、貴社はその支払義務を負う。また、満期までに転換されなかった場合には、未転換の元本について償還義務が生じるため、貴社の資金繰り及び財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

(d) 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に第47回新株予約権の下限行使価額並びに第48回新株予約権及び本新株予約権付社債の行使・転換価額を下回る場合等では、本新株予約権及び本新株予約権付社債の行使・転換はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性がある。また、株価が第47回新株予約権の当初行使価額である発行決議日の前取引日の終値を下回って推移した場合、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性がある。

<他の資金調達方法との比較>

(a) 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがある。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されるものの、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、貴社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でない。

(c) 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、貴社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

(d) 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。

(e) 金融機関からの借入

金融機関からの借入れについて貴社の現在の財務状況等では、今回の調達金額の融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難であり、貴社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできない。また、仮に実現したとしても、金利の負担が生じることや調達資金額が全額負債となることに鑑みると、財務の健全性維持の観点から、今回の資金調達方法として適当ではない。

以上より、本スキームは()本新株予約権付社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずして資金の一部が即座に調達可能となること、()本新株予約権の行使により資本性資金が調達可能となること、()本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となり得ること等の特徴を有している。このような特徴に鑑みると、本資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも貴社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと貴社は判断している。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められない。

(2) 発行条件等の相当性

本新株予約権の払込金額及び行使金額並びに本新株予約権付社債の転換価額の算定根拠、並びに発行条件の合理性

(a) 第47回新株予約権

貴社は、第47回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した第47回新株予約権の価値評価を、公正性を期すために貴社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼し、2026年8月14日付で、本件評価報告書を取得している。赤坂国際会計は、第47回新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、貴社の株価(発行決議日直前取引日の終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株価市場での売買出来高(流動性)を反映して、第47回新株予約権の評価を実施した。

貴社は、この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、当該評価額(第47回新株予約権1個当たり23円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第47回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の23円に、当初行使価額発行決議日直前取引日の終値の100%に相当する金額である50.0円に決定した。なお、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の貴社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である25.0円を下回ることとはなく、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の貴社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されている。

当該下限行使価額について、貴社は、発行決議日直前取引日の東証終値(50円)と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと判断した。また、行使価額は、第47回新株予約権の発行規模や貴社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると判断している。さらに、第47回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考え、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額だと判断した。

また、貴社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は貴社と顧問契約関係になく、貴社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、第47回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとする意見を表明している。

(b) 第48回新株予約権

貴社は、第48回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した第48回新株予約権の価値評価を、公正性を期すために貴社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼し、2026年8月14日付で、本件評価報告書を取得している。赤坂国際会計は、第48回新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、貴社の株価(発行決議日直前取引日の終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株価市場での売買出来高(流動性)を反映して、第48回新株予約権の評価を実施した。

貴社は、この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、当該評価額(第48回新株予約権1個当たり8円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第48回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の8円に、行使価額を発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における貴社普通株式の終値の平均値(48.3円)の90%に相当する金額である43.5円と決定した。

貴社は、当該行使価額について、貴社は、発行決議日直前取引日の東証終値(50円)と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと判断した。また、行使価額は、第48回新株予約権の発行規模や貴社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると判断している。さらに、第48回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考え、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額だと判断した。

また、貴社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は貴社と顧問契約関係になく、貴社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、第48回新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとする意見を表明している。

(c) 本新株予約権付社債

貴社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本引受契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値評価を、公正性を期するために貴社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼し、2026年8月14日付で、本件評価報告書を取得している。赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年8月13日)の市場環境を考慮し、貴社の株価(発行決議日直前取引日の終値)、ボラティリティ(51.3%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利子率(2.1%)、クレジットスプレッド(0.4~1.0%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株価市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権付社債の評価を実施した。

貴社は、本新株予約権付社債の特徴、貴社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の発行価額を各本社債の金額100円につき金100円に、転換価額を発行決議日直前取引日までの直前1か月間の東証における貴社普通株式の終値の平均値(48.3円)の90%に相当する金額である43.5円と決定した。

貴社は、本新株予約権付社債の発行価額が赤坂国際会計の算定した価値評価額(各社債の金額100円につき金98.4円から金100円)の範囲内であり、本社債に新株予約権を付すことにより貴社が得ることのできる経済的利益すなわち新株予約権の実質的な対価と新株予約権の公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価(社債額面100円当たり6.8円から9.5円)が新株予約権の公正な価値(社債額面100円当たり4.2円)と概ね見合っていることから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断した。当該転換価額について、貴社は、発行決議日直前取引日の東証終値(50円)と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと判断した。また、転換価額は、本新株予約権付社債の発行規模や貴社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると判断している。

さらに、貴社監査役3名(全て社外監査役)全員も、赤坂国際会計は貴社と顧問契約関係になく、貴社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の実質的な対価は赤坂国際会計によって算出された本新株予約権付社債に含まれる新株予約権の公正な価値と概ね見合っていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとする意見を表明している。

以上の貴社の説明及び本件評価報告書の内容について、特に不合理な点は認められない。

希薄化についての評価

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数136,999,500株(議決権数1,369,995個)及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数45,977,011株(議決権数459,770個)を合算した総株式数は182,976,511株(議決権数1,829,765個)であり、希薄化率(2026年6月30日現在の貴社の発行済株式総数である398,835,550株(総議決権数3,988,355個)を分母とし、小数第3位を四捨五入。以下同じ。)は45.88%(議決権における割合は、総議決権数の45.88%)に相当する。

しかし、貴社は、今後の貴社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であり、今回の第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は今後の貴社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要不可欠な規模及び数量であると判断している。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数136,999,500株及び本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数45,977,011株を合算した182,976,511株に対し、東証における貴社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,760,769株であり、一定の流動性を有していることから、本件資金調達とは、市場に過度の影響を与える規模ではないことから、貴社は、上記の希薄化の規模も合理的であると判断した。

なお、貴社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、「2. 本第三者割当の相当性 (1) 資金調達方法の選択理由 本スキームの概要」に記載のとおり、転換数量制限を含む本引受契約を締結する予定であり、これにより本新株予約権及び本新株予約権付社債は、それぞれ東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項に規定されるMSCB等の発行に係る遵守事項に適合したものとなっている。

以上の貴社の説明について、特に不合理な点は認められない。そして、本第三者割当の実施による希薄化が大規模となることは否めないが、貴社において高度の資金調達の必要性が存在し、本件資金調達は、貴社の事業基盤を強化・拡大させ、貴社の企業価値を向上させることから、中長期的に判断すれば、貴社の既存株主の利益に貢献するものと考ええる。また、「2. 本第三者割当の相当性 (1) 本スキームの特徴」に記載のとおり、貴社は金融機関からの融資又は社債による資金調達は難しい状況である。したがって、本第三者割当は、貴社の資金ニーズに対応するために現在取り得る唯一の実効的な施策であり、その実行に許容性があるものといえる。以上の事情を考慮すると、結論として本第三者割当の発行条件の相当性が認められると考える。

(3) 割当予定先の相当性

- (a) 貴社は、「1. 本第三者割当の必要性 (1) 貴社の資金繰り状況と資金使途」に記載のとおり、現在、医薬品開発への先行投資段階にあり、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっており、各プロジェクトを継続的に進めるため適時適切な資金調達が必要な状況が継続している。このような状況の中で、貴社は、既存の資金調達スキームの見直しと並行して、貴社の資金需要に対応するための新たな資金調達手段及び貴社の中長期的な企業価値の向上に資する事業上のパートナーについても検討を進めていた。そのような中で、貴社は、2026年5月下旬頃、過去複数回にわたり貴社の資金及び資本調達のアレンジを行った実績を有するキャンターフィッツジェラルド証券株式会社から、潜在的な投資家候補としてグロースパートナーズの紹介を受けた。その後、貴社は、グロースパートナーズとの間で複数回にわたり面談及び協議を行い、資金調達の方法及び条件に加え、同社が有する知見及びネットワークを活用した事業面での支援の内容について検討を重ねた。

- (b) 本第三者割当の割当予定先であるGPファンドは、上場企業が発行する株式関連証券を取得するためにグロースパートナーズが管理・運営するファンドであるところ、グロースパートナーズは、同社が管理・運営するファンドを通じて上場会社による第三者割当増資等の引受実績を豊富に有しており、投資先企業に対して、財務戦略、資本政策、M & A、事業ポートフォリオの最適化、経営管理体制の高度化等に関するハンズオン型の支援を行うことで、企業価値の向上を支援してきた実績と知見を有していることから、GPファンドに対して、本新株予約権付社債を発行することにより、貴社の事業活動に必要な資金を速やかに確保するとともに、第48回新株予約権を発行することにより、中長期的な追加資金調達手段を確保することが可能になると判断した。また、貴社は、資金提供にとどまらず、投資先企業の成長支援、事業開発支援及び各種アライアンスの実行支援について豊富な知見及びネットワークを有しているグロースパートナーズとの間で事業提携契約(以下「本事業提携契約」という。)を締結し、同社から事業面での支援を受けることは、貴社の事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものと判断した。貴社は、2026年6月中旬頃までに、グロースパートナーズ及びGPファンドとの間で、本第三者割当及び本事業提携に関する基本的な方向性を確認し、その後、具体的な条件について協議を重ねた結果、GPファンドを本新規発行証券の割当予定先として選定した。
- (c) 貴社は、割当予定先であるGPファンドについて、GPファンドより、組合契約に基づき出資者に対するキャピタルコールを実施済みであり、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込期日までに当該払込みに要する資金が確保される予定である旨の説明を受けており、かかる説明に加え、GPファンドから2026年4月9日付のGP上場企業出資投資事業有限責任組合の組合契約書及び2026年8月3日付のキャピタルコール通知書並びに2026年8月時点の入出金明細の提出を受け、出資約束金額、キャピタルコールの仕組み及び実施状況並びに資金管理状況を確認した結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込み並びに本新株予約権の一定割合の行使に足る資金に要する資金が確保される見込みであると判断した。
- (d) 加えて、貴社は、上記一定割合を超える本新株予約権の行使に係る資金については、GPファンドにおいては、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金をその後の本新株予約権の行使に充てるという行為を一括して又は繰り返し行うことを予定しているため、現時点で本新株予約権の行使のために資金を確保しておくことが必要ではないとの説明をGPファンドより受け、本新株予約権の行使により取得した貴社の株式を売却することで、本新株予約権の行使に必要な資金を調達する旨を聴取により確認しており、GPファンドの他事例における行使状況等も総合的に勘案し、本新株予約権の行使に必要な資金を確保できるものと判断した。

上記貴社の割当予定先選定に関する説明に特に不自然な点は見当たらない。

(4) 検討

以上の資金調達方法の選択理由、他の資金調達手段との比較、発行条件等の相当性及び割当予定先の相当性を総合的に考慮した結果、本第三者割当の相当性が認められる。

3. 結論

以上から、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考える。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期(自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日) 2026年 3 月25日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第28期中(自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日) 2026年 8 月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年 8 月14日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 3 月30日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2026年 8 月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2026年 8 月14日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アンジェス株式会社 本店
(大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号彩都バイオインキュベータ)
アンジェス株式会社 東京支社
(東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町 9階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。